ラムサール条約登録湿地

ラムサール条約は、水鳥の生息地となる重要な湿地の保全を目的として制定されました。 条約は1971年にイランのラムサール市で採択され、現在、世界には2,300以上の登録湿地（ラムサールサイト）が存在しています。 湿地は淡水、食糧、建材の供給源として、人間、植物、動物の生存に欠かせないものです。 ラムサール条約は、こうした湿地のはたらき、資源および価値を、国際協力を通じて維持し、保護することを目的としています。

日本は、1980年に釧路湿原が国内第1号登録湿地として指定された時に、条約に加盟しました。 当初、保護区域は5,012ヘクタールに制限されていましたが、1989年7月には7,726ヘクタール、1999年1月には7,863ヘクタールへと拡大しました。ラムサール条約登録湿地と認定されるための基準は9つあります。例えば、絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地であること、魚類の食物源、産卵場、稚魚の生息場として重要な湿地であることなどがあります。

ラムサール登録湿原として認定されるにあたり、釧路湿原は原生的環境条件と希少な動植物で知られていました。 釧路湿原は開発による自然破壊が小規模で、その大部分は元の自然状態を留めています。 北海道、ロシア極東、中国、韓国にしか生息していない絶滅危惧種タンチョウや多くの希少な鳥類の生息地でもあり、またサケ科の淡水魚イトウやキタサンショウウオの生息地でもあります。 釧路湿原の大半は低層湿原で、ヨシやスゲで覆われており、ハンノキ林の分布も見られます。釧路湿原を守るため、2003年から地域の人々が集まり、湿原の再生事業を行っています。